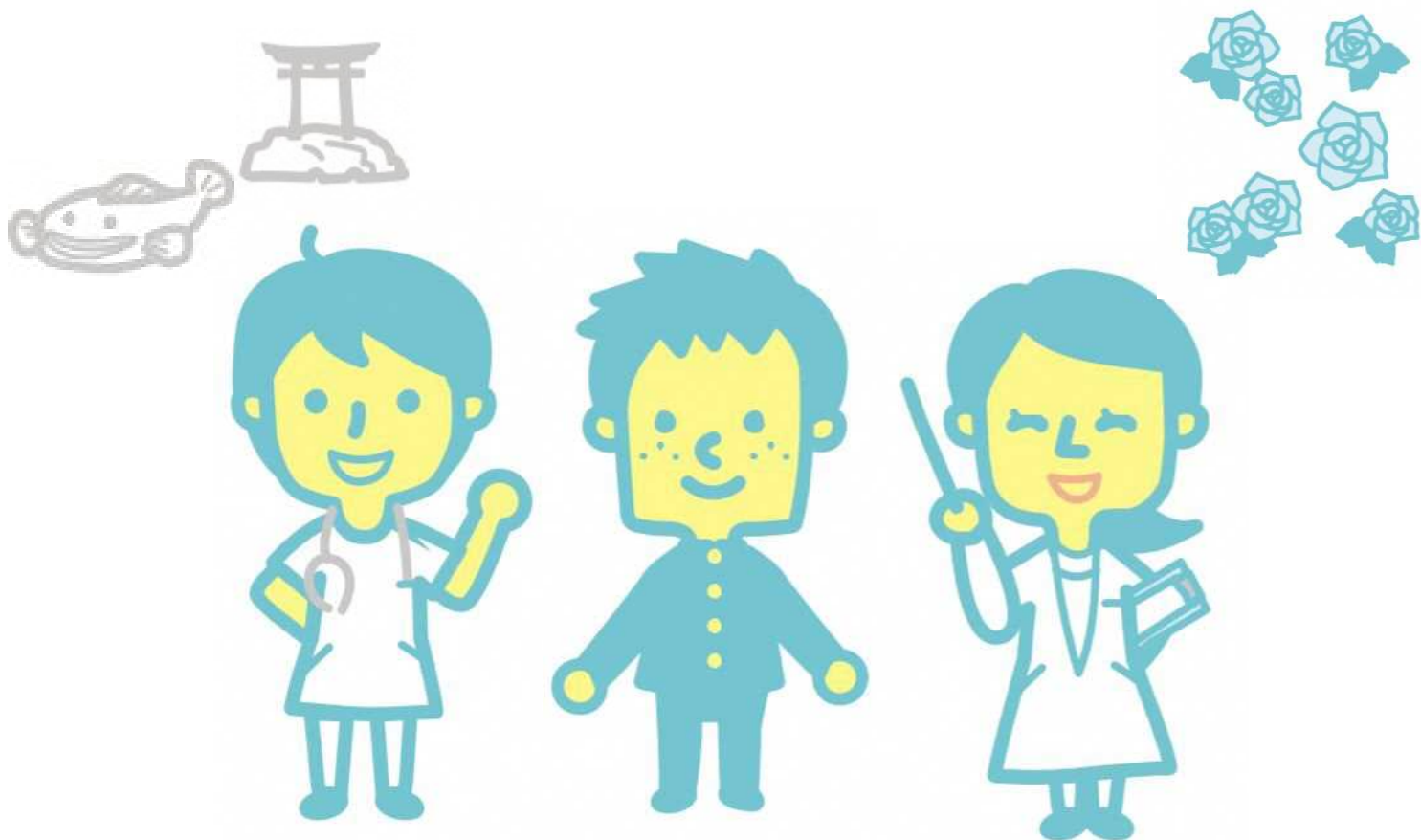


茨城県海外対象医師修学研修資金 貸与制度ガイドブック



令和6年(2024年)5月

茨城県保健医療部医療局
医療人材課医師確保グループ

修学研修資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、①修学研修資金の制度概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③国内医師免許取得後、貸付金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学研修資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学研修資金の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

- ・ 修学研修資金貸与制度の目的

この制度は、将来県内医療機関等に勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図ろうとするものです。

- ・ 修学研修資金の返還免除について

修学研修資金は、国内医師免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、12ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学研修資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくこととなります。

- ・ 手続きについて不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金・研修資金の概要	3
3	貸与申請について 貸与申請に必要な書類	4
4	在学中の異動と届出について 定期的な届出、異動があった際の届出	6
5	研修資金貸与に係る実習先について 実習先、実習の内容	8
6	キャリア形成・マッチングについて	9
7	修学研修資金の返還猶予等について 猶予、認定専門研修	10
8	修学研修資金の返還免除要件等について 当然免除、裁量免除、臨床研修の義務履行期間、 卒後に従事する医療機関	12
9	修学研修資金の返還について 返還事由及び具体例、返還方法	14
10	茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び規則	17

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 医療機関

病院、診療所及び保健所をいいます。

○ 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例並びに茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため、平成24年4月に本センターを設置しました。高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援、相談・助言を行います。

○ 修学生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生等をいいます。

○ 研修生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める研修資金の貸与を受けている日本の医師国家試験受験予定者をいいます。

○ 修学生医師

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金等の貸与を受け、従事義務を履行中の医師をいいます。

○ 指定実習医療機関

医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習を受けるための、知事が指定する医療機関をいいます（条例第4条第2項第2号）。

○ 指定従事医療機関

あらかじめ知事が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び修学研修資金等の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了に当たり、知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定する医療機関をいいます（条例第12条第3項第7号）。

○ 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち、県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要な研修として知事が認定したものをいいます（条例第13条第2号）。

2 修学資金・研修資金の概要

この修学研修資金は、将来、県内の医療機関において、医師の業務に従事しようという意思のもと、海外の医科大学に在学する方に対して貸与するもので、日本の医師免許を取得後直ちに、知事の指定する医療機関で貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は、1年加算）の2分の3に相当する期間を勤務（臨床研修期間を含む）した場合に、返還を免除します。

項目	海外対象医師修学研修資金貸与制度
貸与額	修学資金：月 15 万円（年 180 万円／6 年計 1,080 万円） 研修資金：年 150 万円（一括支払い）
貸与期間	・ 修学資金 正規の修学期間（最大 6 年間）※予備コースは含まない ・ 研修資金 県内医療機関で実習を開始したとき
臨床研修先	県内医療機関に限る
勤務先の決定	茨城県（修学生の希望等を聞き従事する医療機関を個別に指定）
返還免除	県内医療機関で貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は 1 年加算）の 2 分の 3 に相当する期間を勤務。 ただし、当該期間が 3 年未満の場合は 3 年、9 年を超える場合は 9 年とする。 〈例〉（修学資金 6 年＋研修資金 1 年）×1.5 = 10.5 > <u>9 年</u>
利息	年 10%
返還額の見込み	・ 修学資金 月額 15 万円 1,080 万円＋利息約 320 万円＝約 1,400 万円 ・ 研修資金 年額 150 万円 150 万円＋利息約 8 万円＝約 158 万円
義務	1 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。 3 日本の医師免許取得後は、県内の医療機関において茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

3 貸与申請について

○ 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学研修資金貸与決定通知書(様式第3号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第4号)にて通知します。

修学研修資金の貸与決定後、修学研修資金の貸与契約を行います。修学資金の貸与契約は年度ごととなっておりますので、在学中毎年度、契約更新の手続きが必要になります。

○ 提出が必要な書類

① 修学資金 (下線は、初回の貸与時のほか、毎年度4月に提出が必要な書類)

- (1) 修学研修資金貸与申請書
- (2) 応募理由書
- (3) 外国医学課程に在籍していること及びその期間を証する書類
(貸与を受ける年度に発行したもの)
- (4) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類
(貸与を受ける年度に発行したもの)
- (5) 高等学校等の卒業証明書(新1年生のみ提出)
- (6) 面接票
- (7) 誓約書
- (8) 茨城県海外対象医師修学研修資金推薦書※
※国内に所在する医科大学事務局が作成したもの、または最終学歴で卒業した大学、高校等が所定の様式にて作成したもの
- (9) 修学資金貸与契約書4部
- (10) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (11) 口座振替依頼書
- (12) 医師修学資金貸与制度チェックシート
- (13) 連絡先確認書

② 研修資金

- (1) 修学研修資金貸与申請書
- (2) 応募理由書
- (3) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類
- (4) 外国の医学校をを卒業したことを証する書類
- (5) 外国医師免許を受けたことを証する書類
- (6) 面接票
- (7) 誓約書
- (8) 修学資金貸与契約書4部
- (9) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (10) 口座振替依頼書
- (11) 連絡先確認書

○ 修学研修資金の貸与時期

修学資金は、毎月の月末に貸与する予定です。

なお、初回の貸与は、継続貸与者は5月末(4月～5月の2ヶ月分)、新規貸与者は10月末(9月～10月の2ヶ月分)を予定しています。貸与開始時期は、在学している海外の医科大学によって異なります。

研修資金は、県内医療機関で実習を開始したときに貸与する予定です。年額一括で貸与します。

— 貸与申請 Q&A —

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 保証人は、日本国内に居住している方に限ります。また、保証人となる2名は、原則、生計が別でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。

Q3 修学資金等の振り込みは毎月何日ごろ行われますか。

A3 月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

Q5 推薦書は、どのように作成すれば良いのでしょうか。また、提出は必須ですか。

A5 日本国内に事務局がある外国の医科大学へ進学された場合には、所定の様式で、事務局に作成をお願いしてください。

それ以外の方は、最終学歴の大学、高校等の担当教官等に作成をお願いしてください。

推薦書の提出は必須ではありませんが、貸与に係る面接審査の際、人物考査の材料にさせていただきます。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届(様式第6号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第27号)
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき(様式第22号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第23号)
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第24号)
- ・復学したとき(様式第25号)

○ 修学資金の貸与の停止

(1) 休学又は停学(条例第11条第1項)

- ① 休学又は停学の処分を受けたときは、修学資金の貸与を停止します。
- ② 停止する期間は、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間です。

(2) 留年(条例第11条第2項)

留年したときは、留年した期間、修学資金の貸与を停止します。

○ 修学資金の貸与の保留(条例第11条第3項)

県が学業成績表及び健康診断書の提出を求めた場合に、正当な理由なく提出しなかった場合には、修学資金の貸与を一時留めておくことがあります。

— 申請・届出 Q&A —

Q1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第27号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A3 休学届を提出してください。(様式第 24 号)

休学期間中は修学資金の貸与を停止します。停学・留年の場合も同様です。

<留年した場合のイメージ>

貸与期間(6年間)						
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

Q4 成績証明書や在学証明書はいつ提出すればいいですか。

A4 継続貸与者の方は、4月の貸与申請の際、提出いただきますが、進級が決まる時期(7月~8月)に状況確認を実施します。

5 研修資金貸与に係る実習先について

○ 実習先

外国の医学校を卒業し、外国医師免許を得た後、研修資金の貸与を受ける方は、県内医療機関において、必要な知識及び技能を習得するための実習を受けることが要件になっています。指定実習医療機関は、県から医療機関へ受入可否の調査を実施し、その結果を踏まえて当該年度の指定実習医療機関を決定します。

○ 実習の内容

各医療機関によって異なりますが、指導医による指導や診療カンファレンス実習、eラーニングなど日本の医師国家試験受験対策を考慮した実習となっています。

— 研修資金に係る実習先 Q&A —

Q1 実習先は具体的にどのような医療機関がありますか。

A1 毎年度、県内の臨床研修病院を中心に受入可否の調査を実施し、当該年度の指定実習医療機関を決定しています。結果は募集要項と一緒にホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2 医療機関ごとに受けられる受験対策が知りたいです。

A2 医療機関への受入可否の調査の際、医師国家試験受験対策の内容も回答いただいています。結果一覧を募集要項と一緒にホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

6 キャリア形成・マッチングについて

○ キャリア形成支援について

(1) 支援体制

茨城県地域医療支援センターでは、本県の医療に精通したキャリアコーディネーターとの面談による情報提供、各種相談などのキャリア形成支援を行っています。

(2) 知事の指定する医療機関（指定従事医療機関）

条例第12条第3項第7号では、「知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ、修学研修生ごとに指定するもの」と規定しています。

実際に、修学研修生が勤務する医療機関は、本人の希望を最大限尊重しつつ決定し、毎年度、地域医療対策協議会に報告します。

○ マッチングについて（令和6年度（2024年度）の場合）

海外の医科大学を卒業し、日本の医師免許を取得する予定の修学研修生も、医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングの手続きに従って、臨床研修先を決定していただきます。マッチングの前に、個別に医師臨床研修マッチング協議会にメールで、参加登録に必要な手続きを行ってください。詳しくは医師臨床研修マッチング協議会のホームページを確認してください。

・スケジュール

6月～7月	参加登録用 ID・パスワードの発行手続き	}	日本の医学生と同様の流れ
6月上旬～	マッチング参加登録開始		
8月上旬	マッチング参加登録締切		
9月中旬～	希望順位登録受付開始		
9月下旬	希望順位登録中間公表前締切		
9月下旬	中間公表		
10月中旬	希望順位登録最終締切		
10月下旬	マッチング結果公表		

—キャリア形成・マッチング Q&A—

Q1 医師臨床研修マッチング協議会への参加登録は必要ですか。

A1 マッチング協議会への参加登録を行わない場合、マッチングへの参加はできません。なお、参加登録は、マッチング協議会の Web ページから修学研修生自身が行う必要があります。

ID 及びパスワードの発行手続きを Web ページからマッチング協議会に問合せ、発行された後、必ず登録期限までに登録してください。

Q2 地域医療対策協議会とは何ですか。

A2 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

7 修学研修資金の返還猶予等について

○ 修学研修資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から 1 月以内に修学研修資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます((1)及び(5)を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
(1) 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国の大学の医学を履修する課程に在学しているとき	外国の大学の医学を履修する課程に在学している期間	第 13 条第 1 号 様式第 14 号
(2) 県外で認定専門研修を受けている場合	1 年を超えない範囲で知事が必要と認めた期間	第 13 条第 2 号 様式第 10 号
(3) 大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※医療機関への勤務の形態に応じ、猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する期間	第 13 条第 3 号 様式第 14 号
(4) 県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 4 項 様式第 14 号
(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 5 項 様式第 14 号

○ 認定専門研修について

(1) 臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける「認定専門研修」として、県外医療機関を実施場所とする研修を、1 年を超えない範囲で受けることができます。この場合、県外での勤務期間は従事期間に算入しない(猶予扱い)こととします。

(2) 認定専門研修を受けるためには、研修開始の 6 月前までに知事に申請を行い、認定を受けることが必要です。

(3) 認定専門研修が認められない場合

認定専門研修は、「県内の医療の充実に必要な研修」であることが前提であるため、認定専門研修の実施後に県内での従事義務が発生しない時期（従事義務履行の最終年）に認定専門研修を実施することは認められません。

—返還猶予等 Q & A—

Q1 医師になってから海外留学はできますか。

A1 できます。修学研修資金返還猶予申請書(様式第14号)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学研修資金の返還を猶予することができます。

Q2 事故や病気でしばらく医師として働けません。修学研修資金を返還しなければならぬのでしょうか。

A2 修学研修資金の返還を猶予できる可能性があります。修学研修資金返還猶予申請書(様式第14号)及び働けない理由を証明する書類(診断書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学研修資金の返還を猶予することができます。

8 修学研修資金の返還免除要件等について

○ 修学研修資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①～②のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還が免除されます。

① 次に該当する場合(条例第14条第1項第1号)

日本の医師免許を取得後、県内の医療機関において臨床研修を受け、引き続き知事の指定する医療機関で医師の業務に従事すること。

次の図で示す a と b の期間が、貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間(ただし、3年未満の場合は3年、9年を超える場合は9年)を県内の医療機関で従事すること。

【修学資金6年間と研修資金の貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		→知事の指定する医療機関で医師の業務に従事						
a		b						
臨床研修の修了に要した期間 ※当該期間が2年を超える場合にあっては2年		→知事の指定する医療機関で医師の業務に従事した期間						

② ①の場合における a と b を合計した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。(条例第15条)

① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき。

② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

- (1) 返還債務の当然免除
 - ・ 修学研修資金返還当然免除事由発生届(様式第 17 号)
 - ・ 業務従事証明書(様式第 18 号)
- (2) 返還債務の裁量免除
 - ・ 修学研修資金返還裁量免除申請書(様式第 21 号)
 - ・ 裁量免除に該当することを証する書類

○ 卒業後に従事する医療機関

外国の医科大学を卒業し、外国医師免許取得後、日本の医師免許を取得して県内の医療機関で勤務していただきます。

—返還免除要件 Q&A—

Q1 修学資金を 6 年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

- A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の 1.5 倍のため 9 年となります。
貸与期間とは、修学資金と研修資金(貸与期間は 1 年とみなします)の合算した期間を指し、1.5 倍した期間が 9 年を超える場合は 9 年、3 年未満の場合は 3 年の従事期間となります。

Q2 医師免許取得後の臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。

- A2 医師免許取得後 2 年間の臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 キャリア形成・マッチングについて」を参照してください。

Q3 全額免除に必要な期間を県内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

- A3 修学研修資金返還当然免除事由発生届(様式第 17 号)などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学研修資金返還免除事由発生届が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定(承認)通知書(様式第 19 号)を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

- A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書(様式第 18 号)で従事期間を確認します。

Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

- A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

9 修学研修資金の返還について

○ 修学研修資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

<返還事由と具体例>

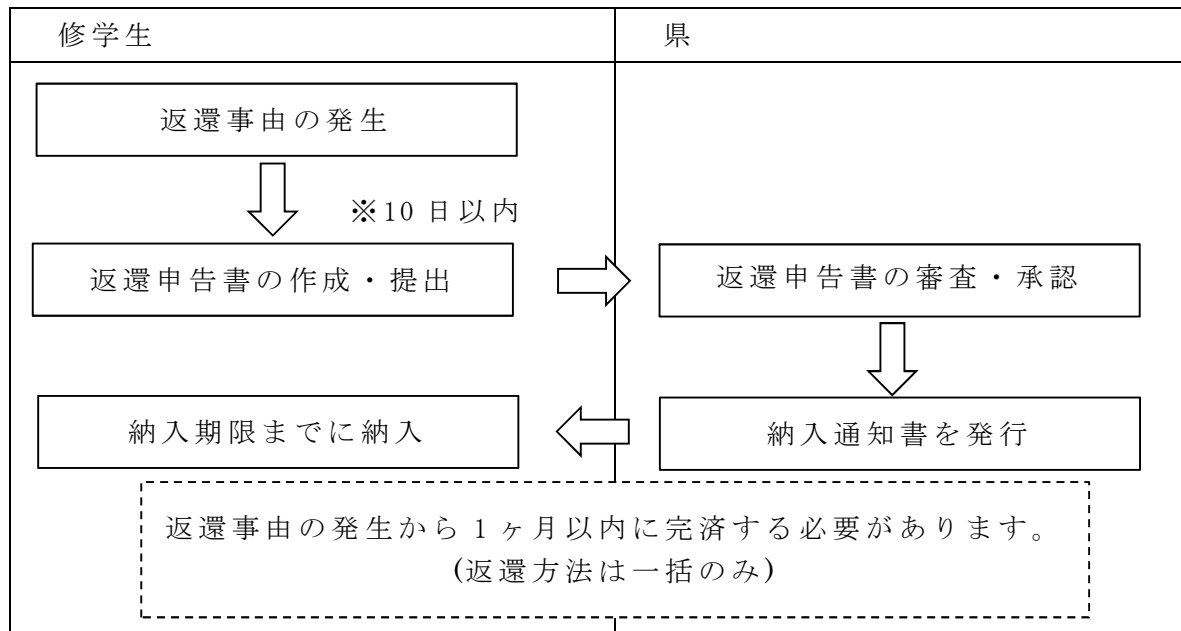
返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第 12 条第 1 項第 1 号】 【条例第 9 条】	① 退学したとき ② 事故等で心身を故障し、修学継続の見込みがなくなったとき ③ 学業成績が著しく低下したとき ④ 本人が貸与を辞退したとき ⑤ 死亡したとき など
(2) 外国医師免許が取得できなかったとき 【条例第 12 条第 1 項第 2 号】	外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあつて、医師免許が取得できなかったとき（医師国家試験等の受験が必要な場合は、2 回まで受験可能）
(3) 研修生が、次のいずれかに該当するとき 【条例第 12 条第 2 項第 1 号】 【条例第 12 条第 2 項第 2 号】	① 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなったとき ② 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき
(4) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき 【条例第 12 条第 3 項第 1 号】	・外国の医学校を卒業した後、死亡したとき（第 14 条第 1 項第 2 号及び第 15 条に該当する場合を除く）
(5) 外国医師免許取得後、直ちに日本の医師国家試験受験のための認定を受けなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 2 号】	・外国医師免許を取得し、帰国後、当該年度に厚生労働省から医師法第 11 条第 3 号の認定を受けなかったとき
(6) 外国の医学校を卒業した後、国内医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき 【条例第 12 条第 3 項第 3 号】	・日本で医師の業務に従事する意思がなくなったとき
(7) 日本の医師国家試験受験のための認定を受けた後、遅滞なく日本の医師国家試験を受験しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 4 号】	・厚生労働省から医師法第 11 条第 3 号の認定を受けた後、日本の医師国家試験を受験しなかったとき（医師国家試験は、2 回まで受験可能）

(8)日本の医師免許取得後、直ちに県内の医療機関において、臨床研修を開始しなかったとき 【条例第12条第3項第5号】	・日本の医師免許を取得した翌年度から県内の医療機関で、臨床研修を開始しなかったとき
(9)県内の医療機関で臨床研修を修了しなかったとき 【条例第12条第3項第6号】	・臨床研修を県外の医療機関で修了したとき
(10)臨床研修後、県内医療機関で勤務しなかったとき 【条例第12条第3項第7、8号】	・県外の医療機関で勤務したとき
(11)日本の医師免許取得後、医師業務の従事等ができなくなったとき 【条例第12条第3項第9号】	・心身の故障により臨床研修を受けること又は医師の業務に従事できなくなったとき
(12)外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 【条例第12条第3項第10号】	・県の医療機関で勤務する意思がなくなったとき

2 修学研修資金の返還方法

(1) 返還事由が生じた場合には、返還事由が生じた日から起算して、1月以内に貸与した修学資金の全額に利息を加えた額を返還していただきます。

(2) 返還手続きの流れ



(3) 返還金額

修学資金	月額 15 万円	年間 1,080 万円 + 利息約 320 万円 = 約 1,400 万円
研修資金		年間 150 万円 + 利息約 8 万円 = 約 158 万円
		<u>計 1,558 万円</u>

※修学資金 6 年間分と研修資金の貸与を受けた場合の例です。

※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。

— 修学資金の返還 Q&A —

Q1 在学中に契約を解除されましたが、すぐに修学資金を返還する必要がありますか。

A1 在学中は返還の猶予を受けることができます。その場合は、修学研修資金返還猶予申請書(様式第 14 号)を県に提出し、県の承認を受けてください。修学研修資金返還猶予の承認を受けた場合は、卒業後返還していただきます。

なお、猶予を受けずに即座に返還することも可能です。

Q2 返還事由が生じた後、いつまでに修学資金を返還する必要がありますか。

A2 返還事由の発生後 1 ヶ月以内に一括払いにより返還していただきます。

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

平成29年6月26日
茨城県条例第33号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例を公布する。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、外国の医学校において医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県海外対象医師修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)を貸与することにより、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(修学研修資金の種類)

第3条 修学研修資金は、外国の医学校の医学を履修する課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。以下「外国医学課程」という。)に在学する者の修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)及び医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許(以下「国内医師免許」という。)を受けるための知識及び技能の習得であって、当該外国において医師の業務に従事するための免許(以下「外国医師免許」という。)を得た後に行われるものに必要な資金(以下「研修資金」という。)とする。

(修学研修資金の貸与)

第4条 知事は、外国医学課程に在学する者であって、第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、研修資金を貸与することができる。
- (1) 外国医学課程を修めて外国の医学校を卒業し、かつ、外国医師免許を得た者であること。
 - (2) 知事が指定する医療機関(第6条第2項において「指定実習医療機関」という。)において、医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習(以下「臨床実習」という。)を受けている者であること。
 - (3) 第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者であること。

(貸与金額等)

第5条 修学研修資金の貸与金額は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 月額150,000円
 - (2) 研修資金 1,500,000円
- 2 修学研修資金の利息は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 修学資金 貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当

該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日(第9条の規定により貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

(2) 研修資金 貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日(当該日までに第12条第2項各号又は同条第3項第1号から第3号までに掲げる事由に該当した場合にあっては、これらの事由に該当した日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

(貸与期間等)

第6条 修学資金の貸与期間は、外国医学課程の修業期間のうち、当該外国医学課程ごとに知事が必要と認める学年から当該外国医学課程の最終の学年までの期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 研修資金の貸与は、指定実習医療機関において臨床実習を開始したときに行う。

(貸与方法)

第7条 修学研修資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が、外国の医学校を卒業するまでに次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(学業成績表等の提出及び報告)

第10条 知事は、修学生及び研修資金の貸与を受けた者(以下「研修生」という。)に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求め、並びに国内医師免許を受けるための知識及び技能の習得であって、外国の医学校を卒業した後に行われるものの状況について報告を求めることができる。

(貸与の停止等)

第11条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第5条第2項第1号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。

2 研修生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、研修資金に第5条第2項第2号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。

3 前2項に規定する場合のほか、修学生及び研修生(以下「修学研修生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学研修資金に第5条第2項各号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)
- (2) 外国医師免許を得た後直ちに医師法第11条第3号の認定(第4号において「認定」という。)を受けなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき。
- (5) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (6) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ知事が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として知事が修学研修生ごとに指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。
- (8) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第1号に該当する場合を除く。)
- (9) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあっては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。)、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として知事が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 学校教育法に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間(研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。
 - (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった修学研修生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等できなかった修学研修生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。
- (平30条例37・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学研修生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第16条 修学研修生は、正当な理由がなく、修学研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学研修資金の額と第5条第2項各号の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則(平成30年条例第37号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則

平成29年6月29日
茨城県規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学研修資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学研修資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の高等部又はこれらに相当する外国の学校の卒業証明書
 - (3) 修学資金の貸与を受けようとする者にあつては、外国医学課程に在学していること及びその期間を証する書類
 - (4) 研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、外国の医学校を卒業したことを証する書類及び外国医師免許を得たことを証する書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- (平30規則84・一部改正)

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、修学研修資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学研修資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学研修資金貸与決定通知書又は修学研修資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学研修資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第8条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、日本国内に居住するものでなければならない。ただし、知事が、その必要がないと認める場合は、独立の生計を営む者であることを要しない。

- 2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。
- 3 修学研修生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。第17条第3項において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があつたときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(令2規則11・一部改正)

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第9条の規定により貸与契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書により修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条において同じ。)及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第11条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(医療機関の指定又は変更)

第8条 知事は、条例第12条第3項第7号の規定により、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学研修生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学研修生に通知するものとする。

(返還申告書)

第9条 修学研修生は、条例第12条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき)は、遅滞なく、修学研修資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学研修生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学研修生の相続人(相続人がないときは、当該修学研修生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(認定専門研修の申請等)

第10条 修学研修生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 修学研修生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認めるときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(猶予の申請)

第11条 修学研修生は、条例第13条の規定により修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学研修資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第12条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めるときは修学研修資金返還猶予承認通知書により、猶予することが不相当であると認めるときは修学研修資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第13条 修学研修生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第14条第1項第1号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第14条第1項第2号に該当するとき(修学研修生が死亡した場合を除く。) 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

2 修学研修生が死亡した場合において、条例第14条第1項第2号に該当するときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(当然免除の認定通知等)

第14条 知事は、前条の規定による届出があったときは、その事実を確認し、修学研修資金の返還の債務を免除することが相当であると認めるときは修学研修資金返還免除認定(承認)通知書により、免除することが不相当であると認めるときは修学研修資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第15条 修学研修生は、条例第15条の規定により修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学研修資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学研修生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第16条 条例第12条第3項第7号並びに条例第14条第1項及び第3項に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(その他の届出)

第17条 修学生(第1号から第4号までにあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届

(4) 復学したとき 復学届

(5) 卒業したとき 卒業届

2 前項に規定する場合のほか、修学研修生(第1号にあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届
 - (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定を受けたとき 医師国家試験受験資格取得届
 - (3) 国内医師免許を取得したとき 国内医師免許取得届
 - (4) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
 - (5) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
 - (6) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届
- 3 修学研修生が死亡したときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。
- 4 医師の業務に従事する修学研修生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書添えて、知事に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学研修資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号
第3条第2項	修学研修資金貸与決定通知書	様式第3号
第3条第2項	修学研修資金貸与不承認決定通知書	様式第4号
第4条	茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書	様式第5号(その1)又は様式第5号(その2)
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第6号
第6条	修学資金貸与契約解除通知書	様式第7号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第8号
第9条	修学研修資金返還申告書	様式第9号
第10条第1項	専門研修認定申請書	様式第10号
第10条第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第11号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第12号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第13号
第11条	修学研修資金返還猶予申請書	様式第14号
第12条	修学研修資金返還猶予承認通知書	様式第15号
第12条	修学研修資金返還猶予不承認通知書	様式第16号
第13条第1項及び第2項	修学研修資金返還当然免除事由発生届	様式第17号
第13条第1項第1号	業務従事証明書	様式第18号
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除認定(承認)通知書	様式第19号
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第20号
第15条第1項及び第2項	修学研修資金返還裁量免除申請書	様式第21号

第17条第1項第1号	退学届	様式第22号
第17条第1項第2号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第3号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第4号	復学届	様式第25号
第17条第1項第5号	卒業届	様式第26号
第17条第2項第1号	氏名(住所)変更届	様式第27号
第17条第2項第2号	医師国家試験受験資格取得届	様式第28号
第17条第2項第3号	国内医師免許取得届	様式第29号
第17条第2項第4号	臨床研修開始届	様式第30号
第17条第2項第5号	業務従事開始届	様式第31号
第17条第2項第6号	退職届	様式第32号
第17条第3項	修学研修生死亡届	様式第33号
第17条第4項	業務従事状況報告書	様式第34号

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第84号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

【様式：第1号～第4号・第6号～第34号（略）】

様式第5号(その1)(第4条関係)

(平30規則84・一部改正)

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書
(修学資金用)

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人
(以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県
海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)第7条及
び第8条の規定に基づき、条例第3条に規定する修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与につ
いて、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第10条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 外国の医学校を卒業した後外国医師免許(条例第3条の外国医師免許をいう。以下同じ。)を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。
- (3) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき(第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。)
- (4) 外国医師免許を得た後直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定(第6号において「認定」という。)を受けなかったとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許(条例第3条に規定する国内医師免許をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (7) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (8) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- (9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ甲が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。
- (10) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)
- (11) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあっては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き条例第3条に規定する外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの(当該認定後に甲が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間(乙が条例第3条に規定する研修資金の貸与を受けた場合にあっては、当該期間に1年を加えた期間)の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては3年、9年を超える場合にあっては9年)に達したとき。
 - (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

- 2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則(平成29年茨城県規則第47号。以下「規則」という。)第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項並びにこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 印

乙 住所
(電話)
氏名 印

丙 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

丁 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第5号(その2)(第4条関係)

(平30規則84・一部改正)

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書
(研修資金用)

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、条例第3条に規定する研修資金(以下「研修資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、研修資金として金 円を貸与するものとする。

2 研修資金には、貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日(当該日までに次条第1号 から第5号までに掲げる事由に該当した場合にあっては、これらの事由に該当した日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 研修資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(返還)

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、研修資金に前条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 心身の故障のため臨床実習(条例第4条第2項第2号に規定する臨床実習をいう。以下同じ。)を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき(第5条第1項第2号及び第6条に該当する場合を除く。)
- (4) この契約の締結後直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定(第6号において「認定」という。)を受けなかったとき。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなると認められるとき。
- (6) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許(条例第3条に規定する国内医師免許をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (7) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (8) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- (9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ甲が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び第4条の規定による研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了に当たり甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。
- (10) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第5条第1項第1号に該当する場合を除く。)
- (11) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第5条第1項第2号及び第6条に該当する場合を除く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(延滞利息)

第3条 乙は、正当な理由がなく、研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき研修資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第1号にあつては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。)、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであつて、県内の医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの(当該認定後に甲が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認められた場合にあつては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない事由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が乙が条例第3条に規定する修学資金の貸与を受けた期間に1年を加えた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。

(2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第6条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第7条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則(平成29年茨城県規則第47号。以下「規則」という。)第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第8条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項並びにこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 印

乙 住所
(電話)
氏名 印

丙 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

丁 (連帯保証人) 住所
(電話)
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

イバラキ
ドクターズライフ

お医者さんの人生も、
おだいじに。